



シレジアにおけるドイツ系住民の「追放」の歴史的 前提

衣笠, 太朗

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要, 63:137*-170*

(Issue Date)

2025-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/0100494068>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494068>



シレジアにおけるドイツ系住民の 「追放」の歴史的前提

衣 笠 太 朗

はじめに

本稿の目的は、第二次世界大戦後の中東欧で発生したドイツ系住民の「追放 Vertreibung」と呼ばれる事象を解明するための基礎的研究として、それと密接な連続性を有する歴史的諸前提を仔細に検討することにある。

それに際して、以下に述べるような理由から、主にシレジア（ドイツ名シュレージエン、ポーランド名シロンスク）での「追放」問題を念頭に置いて分析と議論を進めることとする。20 世紀半ばまでの旧ドイツ東部領土、とりわけシレジア東部に位置する上シレジア（オーバーシュレージエン、グルメィシロンスク）は、ドイツ系住民とともにポーランド系住民などが混住していた、近年の歴史学において注目されている境界地域である¹。その住民は帰属意識の面ではドイツ系からポーランド系の間で幅広いグラデーションを内包しつつ、その狭間で「シレジア人」としての独自の帰属意識も有しており、単純に「ドイツ系」と「ポーランド系」へと峻別できる存在ではなかった²。しかし、そうした混住性と多様性は 20 世紀半ばの大規模な住民移動によって大きく変貌した。日本では、そうした住民移動の中でもドイツ系住民の「追放」という事象について徐々に知られるようになっていく³。第二次世界大戦末期から戦後にかけて、ソ連軍の西進と占領、ポーランドによる旧ドイツ東部領土の併合という歴史的展開の中で、オーダー・ナイセ線以東のドイツ領からの避難者と強制移住者の数は 1200 万人を超えるとされる。

この前代未聞の規模となった住民移動は中東欧における「民族」配置と社会秩序の再編へと結びついていった。第一に、「被迫放民 Vertriebene」と呼ばれるようになった強制移住者たちは、西ドイツにおいて被迫放民同盟や同郷人会を結成して政治的に団結し、冷戦期の同国政治に大きな影響を与える集団となっ

た。第二に、シレジアのようなオーダー・ナイセ線以東の地域には、ドイツ系住民と入れ替わる形で、数百万の「送還者 repatrianci」と呼ばれるポーランド系住民が入植し、残留した住民とともに地域社会の主体となった。第三に、以上の二点の経緯により、オーダー・ナイセ線を挟んで、西側の東西ドイツ領にはドイツ系住民が、東側のポーランド領にはポーランド系住民が圧倒の多数派になるという変化が起き、中東欧は民族的にはより均質な空間となった。現在の中東欧の人口動態や社会構造を把握するにあたって、決して見逃せない事象である。

そこでまずは、本稿の中心的な構成要素となる4つの分析対象を挙げつつ、それぞれがシレジアにおける「追放」の重要な歴史的的前提となる理由を説明しておきたい。

- ① ナチ・ドイツのポーランド占領政策：第二次世界大戦期にナチ・ドイツが占領したポーランド領のうち、第一次世界大戦期までの旧ドイツ領を中心とする領域は「東部併合地域」（地図を参照）としてドイツの統治下におかれた。そこに居住する住民は「ドイツ民族リスト」登録者、ポーランド人、ユダヤ人などへ分類され、さらに「ドイツ民族リスト」登録者には4つの区分が設けられた。こうした民族分類は、戦後ポーランド領となるシレジアを含むドイツ東部においても再び住民を選別するための判断材料となった。
- ② 連合国の戦後処理構想とポーランドの領土問題：第二次世界大戦期の英米ソ首脳による一連の会談（テヘラン、ヤルタ、ポツダム）は、戦後のドイツ・ポーランド国境の画定に決定的な影響をおよぼした。これにより、両国国境としてオーダー・ナイセ線が定められ、ポーランドはシレジアを含む広大な「回復領」を手にとることとなった。
- ③ ドイツ系住民の移動に関する国際的合意：②と関連して、ドイツ系住民の移動に関しては、連合国間での首脳会談において連合国間での合意が形成された。そうした合意が戦後の「追放」へと結びついた。
- ④ ポーランド政府の方針：1944年夏に創設されたポーランド国民解放委員会は、ソ連の支配下にある地域においてポーランド暫定政府の役割を果たした。こ

の国民解放委員会とそれに連なる臨時政府は、早くからポーランド域内でのドイツ系住民の処遇を議論し、それを実際の政策として実行に移しており、「追放」の初期から一貫して主要な役割を果たし続けた。

先行研究において、ドイツ系住民の「追放」それ自体やその後の過程を主題とした文献は多数あるものの、シレジアの独自状況に焦点を当て、かつその歴史的前提を主たる考察対象とした論考はいまだない。そこで本稿の新規性を明確にするためにも、主たる「追放」に関する先行研究を検討してみたい。2011年に刊行されたマティアス・ベアーの研究⁴は中東欧における「追放」の全体像を最も要領よく示した研究であろう。そこでは「追放」の歴史的前提、移住構想の創出、経過、結果、記憶の場という5つの局面に分けた考察がなされている。ただ、先に述べた4つの論点での不足を挙げれば、次のように指摘できる。①「ドイツ民族リスト」とその影響について言及がないこと、②ポーランド西部国境（とりわけ東西ナイセ川）をめぐる連合国首脳の議論や国民解放委員会内部での議論の詳細は検討されていないこと、③1923年のローザンヌ協定の果たした役割について、簡潔にしか述べられていないこと、④ポーランド政府内での議論やシレジアの地域的な特殊性についてはほとんど言及がないこと⁵。シレジアからの「追放」に特化した文献としては、ヴォルフガング・シュヴァルツやドーレン・ハイズィヒのものが挙げられるが、前者には歴史的前提への言及がなく、後者は主に第二次世界大戦中の連合国首脳の決定のみを前史として扱っているという問題点がある⁶。

加えて、使用史料・文献についても説明が必要である。①については、史料集『ハーケンクロイツのもとヨーロッパ』⁷のほか、二次文献を主に用いた。②と③に関しては、オンライン公開されている「米国対外関係」文書⁸および『戦後の誕生』⁹を参照した。特に後者の刊行により、日本語訳という限界はあるものの、テヘラン、ヤルタ、ポツダム各会談の議事録を多面的に検討することができるようになったという事情が大きい。本書はこれまでロシア語でしか読むことのできなかったソ連公文書史料集を底本とし、それを別のソ連史料集や上記の『米国対外関係』と照合するなどして翻訳された労作である¹⁰。ロシア語

の史料集にしか記録されていない文言も多数存在するため、ドイツ語、ポーランド語、英語の一次史料と二次文献に加えて、こうしたロシア語を基にした翻訳史料の利用によって、ようやく「追放」の前提条件の包括的な検討が可能になったと言える。④に関して、4巻本の刊行史料『ポーランドのドイツ人』¹¹を利用している。これはポーランドで刊行された「追放」に関する包括的な史料集であり、とりわけポーランド政府や現地行政当局の文書を多数収録している点で価値が高い。以上2点の史料集に掲載されているシレジアでの「追放」に関連する部分を適宜選別および再構成し、それらに学術的な分析を加えたことが、本稿で最も新規性のある部分である。

以上を踏まえて本稿は、ドイツ系住民の「追放」にいたる上記4つの歴史的前提を順に検討し、研究史に新たな知見を付け加えることを目指す。「追放」に大きな影響をおよぼした、もしくはそれにつながったナチ・ドイツの民族政策、連合国の戦後処理構想、国民解放委員会の政策はいかなるものであったのだろうか。

1. ナチ・ドイツのポーランド占領政策：「ドイツ民族リスト」と「民族ドイツ人」

シレジアは18世紀半ばのオーストリア継承戦争以来プロイセンに属し、1871年から1918年までの時期にはシュレージエン州としてドイツ帝国の一部でもあった。1921年に実施された住民投票と国際連盟での協議の結果、上シレジア東部の三分の一程度の領域がポーランドに割譲されてポーランド領シロンスク県となり、残りの領域はドイツに残留した。

1939年9月1日、ドイツ領オーバーシュレージエン県国境の街グライヴィッツ（グリヴィツェ）で発生したラジオ局偽装襲撃事件を発端として、ナチ・ドイツはポーランドに侵攻、後に第二次世界大戦と呼ばれることとなる戦争が勃発した¹²。装備に劣るポーランド軍は各地でドイツ軍ならびに東方から参戦したソ連軍に圧倒され、1か月に満たない期間でポーランドは占領、その後両国によって東西に分割された。この際、旧ポーランド領シロンスク県は、ドイツ本国に帰属する「東部併合地域 Die eingegliederten Ostgebiete」として再編され、さしあたりカトヴィッツ行政管区（Regierungsbezirk Kattowitz）と呼ばれる自

治体が設置された。大戦勃発以降、大管区（Reichsgau）と呼ばれる行政区分が旧来の県（Provinz）に代わって権力を増していったが、当初はシュレージエン大管区が設置され、1941年にはオーバーシュレージエン大管区とニーダーシュレージエン大管区へと分割された¹³。

ナチは支配下のポーランド地域において「民族的耕地整理」と呼ばれる政策を実施し、住民を民族的に分類して再配置する大規模な移住政策を推進した。これは「ドイツ民族リスト」に基づき住民を選別し、民族ドイツ人を本国へ帰還させる一方で、ポーランド人やユダヤ人を国外へと排除するというものであった。この政策はナチ政権による中東欧における民族的純粋性の追求を目的としており、戦後のポーランド政府の住民移動政策に直接的な影響を与えることとなった。

シレジアにおいてナチにとって焦点となったのは、住民のほとんどがドイツ国籍を保持していた西部と中部ではなく、戦間期にポーランド領であった東部の旧シロンスク県であった。ドイツ国籍を持たない彼らをランク付けし、その中からナチにとって信頼に足る、もしくは利用価値のある人々を選び出すための政策が、占領下の併合地域において実行されたのである。1941年3月4日、「東部併合地域におけるドイツ民族リスト及びドイツ国籍に関する政令」と題された命令が発布された¹⁴。この命令は、東部併合地域の住民をドイツ人とポーランド人に分け、さらにドイツ人の内部でランク付けを行うという住民選別政策の核心をなすものであった¹⁵。その命令におけるランク付けは以下のような内容であった。

1. 第1区分は、「ドイツ国民の戦いにおいて功績がある」か「国民間の闘争において積極的に信頼に足る」人々を含む。
2. 第2区分は、「ドイツ国民を積極的に支持し、1919年以後にそれを認知」された人々を含む。
3. 第3区分には、「ドイツ国民の一員」であるにもかかわらず、ポーランド国民の中で成長したが、それでも「ドイツ共同体の価値ある構成員」となる可能性を示した人物が含まれる。

4. 第4区分は、「ポーランド国民の中で遅しく成長した」、「ドイツに血筋を持つ人々」を含む¹⁶。

ここに示されている各区分の枠組みはドイツの国家や国民への態度を基準にしたきわめて曖昧なものである。それにもかかわらず、登録されたランクによってドイツ側から受けられる待遇が大きく異なったために、リストのどの区分に分類されるかは住民にとって戦時下で生き抜くために重要なターニングポイントとなった。第1区分や第2区分に登録された人々は、ドイツ市民権を得ることができたのに対して、それより下位の第3区分や第4区分に登録された人々の中からは逮捕者が続出した。そうした下位区分に登録された人々はドイツ民族リストに基づく民族的耕地整理の恩恵を肌で感じることができず、大戦末期には「ポーランド人」を自称するようになったのである¹⁷。

ドイツ民族リストの作成にあたっては、官僚主義的な手続きがとられたため、ある家族が「ポーランド人」と呼ばれると同時に「民族ドイツ人」と呼ばれた、両親ともドイツ人であるとされにもかかわらず子どもが「ポーランド人」として民族リストから外されたという事例があったという¹⁸。補足をしておくと、「民族ドイツ人 Volksdeutsche」という用語は後述のようにドイツの国境外に住んでいたドイツ系住民のことを指すが、併合地域に居住する「ドイツ民族リスト Deutsche Volksliste」に登録された人々もまた「民族ドイツ人」と呼称された¹⁹。

上シレジアの東部併合地域においては約34万人がドイツ民族リストの上位区分に、約93万人が下位区分に登録された。さらに約104万人が「ポーランド人」として選別された。ナチによって「労働民族」と規定されていたポーランド人は、この民族的耕地整理の中で容赦なく排斥・周縁化され、戦時労働力として駆り出された²⁰。上シレジアにおいても、「ポーランド人」とみなされた約104万人のうち8万人余りの人々が、2度の強制移住を通じて総督府などに移送された。

東部併合地域において、「ドイツ民族リスト」の創設と並んで民族的耕地整理の柱となったのが、ヨーロッパ東方からの「民族ドイツ人」の移住であった。東部併合地域には、約780万の「ポーランド人」と約70万の「ユダヤ人」という危険分子が住んでいるとされていたため、この地を「ドイツ化」するためにも、

バルト海沿岸地域やベッサラヴィア、ブコヴィナなどに居住するドイツ系住民を東部併合地域に移住させようというわけであった²¹。ここでヨーロッパ東方における「民族ドイツ人」の選別・移住過程について詳しく述べることは避けるが²²、ナチによる「帝国へ帰ろう Heim ins Reich」政策によって、1943年までに約62万人の「民族ドイツ人」が東部併合地域全体に移住していった²³。東部併合地域内の上シレジアにも約4万の民族ドイツ人が移住した。

とはいえ、オーバーシュレージエン大管区域内でもっとも壮絶な場所となったのは、その南東部の縁に位置するアウシュヴィッツ（オシフィエンチム）であろう。周知のとおり、約110万人と推定されるユダヤ人がアウシュヴィッツ＝ビルケナウ絶滅収容所に移送されたのであるが、彼らの大半は餓死、病死、ガス殺などによって死亡した²⁴。

この戦争を通じて、ポーランドでは都市人口の三分の一が失われ、あらゆる社会部門から指導層が一掃された。弁護士の半数以上、医師の五分之一、大学教員とカトリック聖職者の三分の一が死亡し、幹部公務員、軍幹部、アスリートの大半も亡くなった²⁵。ナチとソ連による侵攻と占領、そして絶滅戦争となった独ソ戦という特殊な環境において、ドイツ東部とポーランドの諸地域では住民の意識も大きく変化していたと考えられる。戦中から戦後にかけて、それまではなりを潜めていたとはいえ表面化することは少なかった反ユダヤ主義に基づいた事件がイエドヴァブネやケルツェなどで起きていることは、その一例である²⁶。

民族的耕地整理やユダヤ人絶滅政策のような、ナチによるきわめて過酷な戦時占領政策を経た戦後のポーランドでは、住民の構成やその意識、社会秩序、都市・農村の荒廃といった社会の諸側面に照らして戦前の様相とは全く異なる状況となっており、また政府高官や住民の間にはドイツの国家やドイツ人に対する大きな憎悪や復讐心が存在していた。こうしたことが、大戦末期から戦後にかけての対ドイツ人政策や西部領土に関する議論を決定づけていくこととなる。

2. 連合国の戦後処理構想とポーランドの領土問題

第二次世界大戦後のドイツ系住民の移動には、大戦中に開催された米英ソの首脳による一連の会談におけるポーランドの領土問題に関する協議が決定的な影響を与えた。1943年11月のテヘラン会談、1945年2月のヤルタ会談、1945年7月のポツダム会談がそれである。これらの会談の中で、特にスターリンを中心とする形でポーランドの国境問題についての議論が展開され、最終的に東部国境についてはいわゆるカーゾン線で決着したが、西部国境についてはオーダー川と西ナイセ川を結んだオーダー・ナイセ線（オドラ・ニィサ線）がソ連のヨシフ・スターリンとイギリスのウィンストン・チャーチルの対立の末に暫定的なものとして承認された²⁷。

ポーランドの領土問題が話し合われた最初の会談であるテヘラン会談では、12月1日の第4回会談において戦後の新国境をめぐる大まかな合意点をさぐるためのやり取りが短時間なされたのみであった。ここでは東部国境がカーゾン線に引かれるべきだとするスターリンの主張を踏まえて、その場合にポーランドが東部で喪失する面積に相当する領域をドイツからポーランドに与えるべきとの議論が展開される。チャーチルも「ドイツを犠牲にしてポーランドを満足させるべきであることに疑いはないと考える」と述べ、ポーランドが西に移動することに賛同した。このポーランドが東部で喪失する領土にはオストプロイセンおよびポーランドの旧国境とオーダー川間の地域を合わせたものが相当するとされ、それが米国のフランクリン・ローズヴェルトを含めた三巨頭の合意点となった²⁸。この時点での西部国境についての認識は、オーダー川を基準とするということ以外は漠然としたものであり、のちに国境線に組み込まれる南方のナイセ川への言及はまったくなかった。この時点で英米がソ連の西方拡大を前提とする国境線案に同意した理由としては、ナチ・ドイツの打倒にはソ連の軍事力が必須であると考えられていたためであり、そのため米英は領土問題だけでなくポーランド政府をめぐる駆け引きにおいても譲歩を行うこととなった²⁹。

ヨーロッパ戦線においてナチ・ドイツの敗北が現実的な日程に上っていた1945年2月、クリミア半島の保養地であるヤルタにて再び三巨頭の会談が開催

された。ここでも2月6日の第3回会談以後、数度にわたってポーランドの西部国境に関する意見が交わされた。注目すべきは、スターリンが初めてナイセ川に言及したことである。実はナイセ川には、オーダー川の支流として下シレジア西端を走る西ナイセ川とシレジア中部を流れる東ナイセ川の2本があった。このどちらかを国境線として定めないと西部国境はチェコスロヴァキア国境と交わらないということになり、その2本のうちどちらを国境線として確定するのかという問題の解決は会談前から必然でもあった。先行研究では、この会談以前にはローズヴェルトとチャーチルは、ドイツ系住民が多数派である下シレジアと中部シレジアをドイツに残留させる形となる東ナイセ川を西部国境に組み込むことを想定していたとされる³⁰。

しかし第3回会談でスターリンは、「ナイセ川は二つある。[...] 私はポーランドの西部国境は西ナイセ川沿いでなければならないと考えており、ローズヴェルト大統領とチャーチル首相にこれに対する支持を求めたい」と発言し、西ナイセ川を西部国境とすることを主張し始めたのである³¹。このスターリンの提案に対して、翌日の第4回会談においてチャーチルは、イギリス国内に「大量のドイツ人追放という考えに恐れをなす人々が大勢」おり、またポーランド政府が自らの望む領土を獲得すべきという理由から、どちらかと言えば批判的な論調を展開した³²。つまり西ナイセ川が新国境となれば、東ナイセ川より西に居住する「数百万」のドイツ人の「追放」が帰結としてもたらされるというのである。第5回会談において、ローズヴェルトもまた「ポーランド国境を西ナイセ川にまで押し広げる正当な理由はないと思う」と述べて、チャーチルと似た立場をとっている³³。結局ヤルタ会談において三巨頭間での合意は成立せず、合意文書においても「ポーランド西部国境の最終的画定は、平和会議まで延期されるべきである」として、解決は先延ばしにされた。

なお、この合意文書の作成にあたっては、「ポーランドにオストプロイセンとオーダー川の旧領域が返還される」という文言を追加する案が、ソ連外相ヴァチスラフ・モロトフより提案されている。これに対してローズヴェルトは「これらの土地がポーランドのものであったのはいつの頃までさかのぼるのか」と尋ねるが、モロトフは「ずっと昔にさかのぼる」と明確な回答はしなかった³⁴。

歴史的事実を確認しておく、下シレジアに関しては、シロンスク・ピヤスト家の支配期を「ポーランド」とみなしても、1330年代にはポーランド領から外れており、その他の地域に関しても16世紀から18世紀初頭にかけてポーランドの支配下から離脱している³⁵。「そうすると英国は、米国を英国に返せということになってしまうのではないか³⁶」というこの時のローズヴェルトの切り返しは、的を射ていると言えるだろう。結局、合意文書にこの文言は採用されなかった。

ここで注意したいのは、この「ずっと昔にポーランドであった旧領土が返還される」という認識は重要なものとなるということである。というのも、戦後のポーランドにおいて、シレジアを含む西部地域とオストプロイセンは「回復領 Ziemie Odzyskane」と呼ばれ、その領有の歴史的正当性・正当性が強調されたからである。この回復領という呼称は政府の公的なプロパガンダにも大々的に用いられ、1945年11月から1949年8月までは回復領省という中央省庁も設置された。

さて、西部国境問題にひとまずの決着をつけたのが、1945年7月17日から8月2日にかけて開催されたポツダム会談である。この会談では、死去したローズヴェルトに代わってハリー・S・トルーマンが米国大統領として、さらに終盤には本国での選挙結果にともないチャーチルに代わりアトリーがイギリス首相として参加した。全体として、西部国境問題について散発的に議論が交わされたが、これまでの会談のような集中的なやり取りはなされなかった。西ナイセ川と東ナイセ川をめぐる対立に関して、その解決の糸口が見いだせずからである。そこでスターリンは、この会談の場にポーランドの代表団を招き、彼らの意見を聞いたうえで国境線の画定を行うことを提案し、チャーチルとトルーマンもそれに同意した³⁷。23日頃にポツダムに到着して外相会談に出席したポーランド代表団は、「ポーランドの西部国境はバルト海からシフィノウィシチェ [シュヴィーネミュンデ] を通り、シュチェチン [シュテティン] をポーランドに含み、オーダー川に沿って西ナイセ川に至り、西ナイセ川に沿ってチェコスロヴァキアの国境に至らなければならない³⁸」と主張した。「ドイツ帝国主義」の打破や水資源の確保を理由として、ポーランドの代表団も西ナイセ川を西部

国境とすることを求めたのである³⁹。最終的に合意文書には、平和条約での最終決定までの暫定措置という条件付きで、西ナイセ川をポーランドの西部国境とすることが明記された⁴⁰。

それでは、オーダー・ナイセ線の東側に居住するドイツ系住民の処遇はどのように取り決められたのだろうか。

3. ドイツ系住民の移動に関する国際的合意

第二次世界大戦後のドイツ系住民の移動は、関係諸国間の合意を経た国際法的に合法なものであるとされた。それではなぜ数百万の人々が故郷を追われるというような非人道的な行為が国際的に承認されたのだろうか。それは、20世紀前半の国際政治における民族問題解決の枠組みを検討していくことで明らかになる。

中東欧近現代史を専門とするフィリップ・テアによれば、20世紀のヨーロッパにおける民族浄化は、次の三つの局面に区分されるという。第一局面は1912年の第一次バルカン戦争から1923年のローザンヌ協定締結まで、第二局面は1938年からナチ・ドイツによって主導され、1948年まで中東欧のほとんどの地域を巻き込んだ時期区分であり、最後の第三局面は1991年のユーゴスラヴィアおよびソ連の崩壊であると定義されている⁴¹。ドイツ系住民の強制移住が行われた時代この第二局面にあたるのであるが、この局面においてはローザンヌ協定が解決しがたい様々な民族問題の解決のための模範例となったとされる。

ローザンヌ協定とは、多民族帝国であったオスマン帝国の解体に伴いギリシアとトルコの国境付近で発生した民族問題解決のために、1923年に結ばれたギリシア＝トルコ間の住民交換協定の通称である⁴²。この協定に基づく移住は、国際連盟の監視下で実行されたにもかかわらず、過酷な条件下で強行され、ギリシア系とトルコ系双方の移住者の中から多数の犠牲者を出した⁴³。しかし時とともにそのような実態は忘れ去られ、ローザンヌ協定において用いられた住民交換策は、局地的な民族紛争を強制的に解決するための切り札として、その有用性のみが強調されるようになった⁴⁴。テアによれば、「均質の国民国家が国際平和を確固たるものにしうるし、最後の手段として民族的少数派を「交換」し、「移

住」させ、「移動」させることが必要である、とフーヴァーやチャーチルのような外交舞台で活躍する政治家は考えていた」という⁴⁵。1943年に、元米国大統領のハーバート・フーヴァーは、共著『恒久平和の諸問題』において「徹底した民族国家への再編とそのための住民交換」を奨励し、また「住民交換がいかに難儀な大事業であろうとも、戦争予防のために行われる住民交換の経費は戦争の惨禍に比べようもなく安上がりにつく」と主張した⁴⁶。

1944年にチャーチルも、技術や移送に関する近代的手段に鑑みて、計画された住民移動はいとも簡単に実行されうるだろうと述べながら、ポーランドの将来について展望していた⁴⁷。さらに彼はヤルタ会談において、先に見た「大量のドイツ人追放という考えに恐れをなす人々が大勢」いるという発言の直後に、「自分自身はそういう見通しを決して恐れているわけではなく、「先の世界大戦後のギリシア人、トルコ人の移住の結果は、十分に満足のいくものであった」とも述べ、成功事例としてローザンヌ協定を引き合いに出したのである⁴⁸。

このように、テアアの主張するところの第二局面において、とりわけドイツ系住民の移動に関する合意形成の際に、直接的にはローザンヌ協定に端を発する国民国家の周縁部における住民交換という手段が、第一次世界大戦以後の東欧の諸国家に残存していた民族の少数派をめぐる諸問題の解決策として、切り札的重要性を持っていたことは明らかである。

ただし、ポツダム会談でのチャーチルの発言を見る限り、彼は無条件でドイツ系住民の移動に承認を与えていたわけではなかった。とりわけ西部国境をめぐるスターリンとの応酬の中で、幾度も数百万のドイツ系住民が移動させられることに懸念を示していたのである。第5回会談では、「もし300万～400万人のポーランド人がカーゾン線の東から移動してくれば、300万～400万人のドイツ人がポーランド人に場所を譲るため、西部に移されるかもしれない」と指摘し、のちの送還者問題を先取りするような発言をしている⁴⁹。また第9回会談では、スターリンが「ポーランド人については、彼らは150万のドイツ人を抑留し、収穫を手伝わせようとして」おり、「ポーランド人は収穫が終わるとすぐ、ドイツ人をポーランドから退去させる」と述べて住民の移動について擁護すると、チャーチルは「このようなことはすべきではない」と反発した⁵⁰。つ

まりチャーチルは、ポーランドからの「人道的」なドイツ系住民の移送については承認するものの、数百万人規模での強制移住には賛同していないということとなる。それでもスターリンやローズヴェルトともにチャーチルも、「ローザンヌ精神」に基づいて、中東欧の諸地域からの移住政策に原則同意した⁵¹。

最終的に公開されたポツダム協定の文言は、以下の通りである。「[米英ソの]三政府は問題をすべての側面において検討し、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーに残っているドイツ人の住民あるいはその一部をドイツに移住させなければならないと認めた。これから行われるあらゆる移住は、秩序立った人道的な方法で行われなければならないことに彼らは同意した⁵²」。

4. ポーランド政府内での議論

4.1. ポーランド国民解放委員会と挙国一致臨時政府

第二次世界大戦中から戦争直後にかけてのポーランドの政治権力の変遷についても確認しておきたい。戦中にポーランドの亡命政府として機能した組織としては、モスクワの共産主義勢力と戦間期の政権を引き継ぐロンドン亡命政府の2つが存在した。1940年代後半においてポーランド統治の中心を担うこととなったのはソ連の支援を受けた共産主義勢力であった⁵³。第二次世界大戦中から英米の支持を得たのは、スタニスワフ・ミコワイチクを首班とするロンドン亡命政府であったものの、ポーランドをナチ・ドイツから解放したのがソ連であったために、彼らは力を持ちえなかった。

共産主義勢力の動向を把握するためには、1944年7月に樹立されたポーランド国民解放委員会が鍵となる。ポーランドの共産主義勢力は、彼らの代表組織としてのポーランド労働者党の結成（1942年8月）や「ポーランド国民の事実上の政治代表機関」としての「全国国民評議会」の創設（1944年1月）など、1942年以降に活動を活発化させた。その際に共産主義勢力の中心となったのは労働者党のヴワディスワフ・ゴムウカ、ボレスワフ・ビェルトらであった⁵⁴。この間、スターリンは西側連合国やロンドン亡命政府との連帯の可能性を模索しており、ミコワイチクとの会談も行うなど、戦後のポーランド政府の構想に幅を持たせる抜け目のなさを見せた。しかし、カーゾン線の承認問題などの論

点でロンドン亡命政府との交渉は行き詰まり、この会談の後しばらくの間、政権構想は棚上げとなった。1944年7月21日、これはソ連軍がナチ・ドイツを西へと追いやっている最中であつたが、スターリンは、ポーランドの行政機関として、共産主義者たちにポーランド国民解放委員会（以下、国民解放委員会）をモスクワにて設立させた⁵⁵。確かに共産主義者が中核にはいたが、15人の委員会メンバーのうち11人を非共産主義者とすることで、スターリンは戦後の政権構想の選択肢を狭めないような決定をしたと考えられる⁵⁶。

そうしたスターリンの思惑もあり、1945年2月のヤルタ会談では戦後のポーランド政府の問題についても協議がなされ、国内外の政治家からなるポーランド挙国一致臨時政府の編成が議題に上った。その直前の1944年12月31日には、国民解放委員会はエドヴァルト・オプスカ＝モラフスキを首班とする「ポーランド臨時政府」へと改造されたのであるが、このポーランド臨時政府を中心とした挙国一致臨時政府という構想がヤルタにおいて三巨頭の承認を得たのである⁵⁷。ただし、そこにはロンドン亡命政府からの数名の閣僚が参加すること、「自由かつ無干渉」の選挙を実施することという条件が付けられており⁵⁸、オーダー・ナイセ線以东の諸都市を次々と占領下に置くスターリンがそれに従うかどうかということがその後の焦点となった。しかしロンドン亡命政府は、スターリンの計略により1945年3月初めには壊滅させられ、早くも先行きに暗雲が立ち込め始めた。

それでも、6月半ばより挙国一致臨時政府に関する協議が、すでに亡命政府を離脱していたミコワイチクの亡命「民主主義者」も招いてモスクワで実施され、6月28日にオプスカ＝モラフスキを首班とする挙国一致臨時政府が樹立された⁵⁹。だが、こうしたスターリンとポーランドの共産主義勢力による亡命「民主主義者」への寛容な姿勢が長続きすることはなかった。ポーランド労働者党およびその党首ゴムウカは挙国一致臨時政府内で影響力を増し続け、国政の主導権を決して手放そうとはしなかった。1947年1月によりやく実施された総選挙に関しても、選挙委員会の公式発表では共産主義勢力（民主諸党ブロック）がミコワイチクのポーランド農民党に圧勝したとされるが、得票数の組織的な操作と改ざんがなされたことが明らかとなっている⁶⁰。同年10月になるとミコワイ

チクも身の危険を感じてポーランドを脱出し、再びロンドンに亡命したことで、挙国一致臨時政府は最終的に瓦解した。

4.2. 「追放」に関する政令と議事録

少なくとも東ナイセ川以東をポーランド領とするというテヘラン会談以降のスターリンの意向、および「ローザンヌ精神」に基づく住民移動による民族的均質化という二つの方針が絡み合い、第二次世界大戦後に新生ポーランド領内からドイツ系住民が排除されることは連合国の間では既定路線となっていた。そのことは、国民解放委員会の様々な政令や議事録から確認できる。

第一の史料は、1944年8月1日に発布された「ドイツ人の国籍喪失に関する閣議の政令⁶¹」である。この日付は、7月21日にモスクワで国民解放委員会が樹立されてから間もないものであるものの、こうした政令はその後に後ろ盾のソ連がポーランド全域を解放することを鑑みれば重要な意味を帯びているのは自明であろう。

第1条では、「ドイツのナショナリティを有するポーランド市民はポーランド国籍を喪失する (Obywatele polscy narodowości niemieckiej tracą obywatelstwo polskie)」と規定され、続く第2条と第3条で「ドイツ民族 (ドイツ人)」の定義が記されている。

第2条 次の者を、ドイツのナショナリティを有する人物 (ドイツ人) とする。とりわけ、ドイツの組織への所属、または日常生活におけるドイツ語の家庭や家族の間での使用、またはドイツ的慣習の墨守、またはドイツ的精神での次世代の教育、またはポーランドの行政機関や国家官庁に敵対するしかるべき意見表明、またはそれへの帰属を明白に示すその他の行為を通じて、ドイツ国民への帰属を明白に表明している者。

第3条

第1項 次の者は、本政令の理解の上では、ドイツ人と見なされる。1939年9月1日以後にドイツ民族リストに登録されていた者、またはドイツ人もしくはドイツの血筋であることの証明書を保持している者、またはドイツ市

民であると認知されている者。

第2項 施行細則が、どのような場合に、またどのような方法で、ポーランド国民に属する人物が、第1項で定められたドイツ国民との推測を無効とすることができるのかを規定する。

注意したいのは、「ドイツのナショナリティを有するポーランド市民はポーランド国籍を喪失する」という一文に代表されるように、この政令では「国籍／市民権 *obywatelstwo*」、「ナショナリティ *narodowość*」、「市民 *obywatel*」という相互に重なり合う意味を持つ単語がそれぞれ異なる意味で用いられているということであろう。まず「国籍／市民権」については、「法律と憲法によって保障された一定の権利と義務と結びついた国家への帰属⁶²」という辞書的な定義が当てはまりそうだ。

次の「ナショナリティ」は、国籍の保持や国民集団への帰属などを意味し、「国籍／市民権」と重なるものである⁶³。ここでの含意を考えてみると、ただそれだけでなく、第2条で述べられているように、ドイツ語やドイツ的慣習との結びつき、ドイツとの精神的な近さ（もしくはポーランドとの遠さ）といった文化的・心理的な関係性を包含した帰属概念としても用いられている。最後に「市民」であるが、この用語は「法律と憲法によって保障された特定の権利と義務を有する当該国家の社会の構成員⁶⁴」という「ナショナリティ」や「国籍／市民権」と部分的に重なる意味とともに、「住民台帳に登録されている、何かしらの地域・近郊・都市などの恒常的住民⁶⁵」という意味も持っている。文脈に鑑みて、主語の「ポーランド市民」とは「ポーランド国籍」および「ポーランドの恒常的住民」のみならず、「何かしらのナショナリティ」をも包摂しうる概念であり、「ドイツのナショナリティ」を有している場合に限り「ポーランド国籍」を喪失するという論理構造となつていると考えられる。

第3条では、「ドイツ人 *Niemcy*」の定義が述べられているが、これは「ドイツのナショナリティを有する人物」とイコールの関係にある概念とされる。すなわち、先の議論を踏まえると、「ポーランド市民」は「ドイツ人」を包含する概念であるということになる。国民解放委員会としては、主に国籍やドイツ民

族リストに依拠した「ドイツ人」概念では法令の対象範囲が必要十分とならないために、より広い「ナショナリティ」概念を設定したと考えられる。

そうした定義を示したうえで、第4条では以下のように規定されている。

第4条 ドイツ人はポーランド国家の領土から出ていく義務を負っている。
内務大臣がこの義務を実行する期日と方法を決定する⁶⁶。

この条文は、第一義的にはポーランドによるドイツへの拭い難い憎悪と報復心を示したものだだろう。他方で、住民移動という解決策は「ローザンヌ精神」を具体化したものであることも否定できない。住民移動による域内均質化が国際平和をもたらすという言説は、戦争末期のポーランドにおいてスターリンの推し進めるポーランド国境の西方移動と組み合わせり、シレジア地域にも押し寄せることとなる。

この政令と同時に国民解放委員会は、「占領期にドイツ人とみなされたポーランド人に関する閣議の政令⁶⁷」も公布した。そこには以下のような規定が示されている。

第1条 占領期にドイツ国籍を取得した、またはドイツ民族リストに登録されたままになっている、またはドイツ人もしくはドイツの血筋であることを示す証明書を取得したポーランドのナショナリティを有するポーランド市民は、自身の申請に基づくものであっても、1939年9月1日以前にポーランド国民への帰属を表明している、もしくは戦中および占領期に事実としてポーランド性との紐帯を絶っていないことを示すことができる限りにおいて、ドイツ人に適用される規定のもとに置かれない。

第2条

第1項 第1条で確認された目的の達成のために、ポーランド性の宣誓は、申請者がポーランド人であることを証明する申請とともに提出される。

第2項 ポーランド性の宣誓書は、本人の姓名および家族の姓を含む。既婚女性が宣誓書を提出する場合は、年齢、子どもの姓名、母方の家族の姓名、

職業、家族構成、宣誓書申請日および1939年9月15日の居住地の説明、ドイツ国民への帰属の否定、ポーランド国民への帰属についての説明、ドイツ民族リストへの登録および識別票の番号に関する申請の複合的原因の明示、どのような立場で申請者がドイツ国籍を得たのか、ドイツ民族リストへの登録をつづけたのか、ならびに識別票を得たのかの説明、占領期間中の生活の推移の概略の説明、ポーランド国民への帰属を示す証拠の提示と状況の宣誓書における内容が実際に事実であるという保証が含まれている必要がある。

これは先の政令とは対照的に、ナチ占領期において「ドイツ人として生き抜かざるをえなかったポーランド人」を対象とした救済措置である。ナチの支配のもとでは、ポーランド人とみなされた人々は強制移住や強制労働の対象となったのであり、それを避けるために集団的帰属意識が曖昧な人々を中心にドイツ国籍の取得やドイツ民族リストへの登録が広まったと推測される。国民解放委員会は、そうした「不本意にもドイツ人となったポーランド国民」の存在を想定し、彼らの国外追放を回避しようとしたのである。

この政令では、「市民委員会」の設置も規定されている。

第5条 全ての自治体において市民委員会が結成される。次の者が市民委員会に所属する。委員長として市町村長、市町村長によって任命される1名もしくは数名の代表、ならびに当該市町村のポーランド系住民から構成される市町村委員会を通じて選任される2名もしくは数名かの構成員。

第6条 市民委員会の責務は、自身をポーランド人であるとする宣誓者の申請書が考慮に値するかどうかを審査し、見解を述べることである。

その目的のために、市民委員会は審査を実行し、支援と情報提供を裁判所および行政機関に願い出ることができる。

第7条 委員長もしくは委員長代理および2名の構成員からなる市民委員会は、鑑定書を提出する。市民委員会は、当該文書とそれに関する市民委員会の鑑定書とともに、宣誓書を最高主務官庁の行政部局に送付する。

第8条

第1項 最高主務官庁の行政部局は、市民委員会による意見書を検討した後、必要があれば追加審査を行った後に、その確信に基づき、また要件のすべての事情を考慮して、自身をポーランド人であるとする宣誓者の申請書が考慮に値するかどうかを判断する。

第2項 もし行政機関が公に起訴されるべき申請者の犯罪的な行動を発見したならば、宣誓者の申請書の審査を停止することなしに、管轄の裁判所の検事に報告する⁶⁸。

こうした住民を審査し、ポーランド人かどうかを確定させる市民委員会は規定通り各自治体において設置されることとなった。

1945年2月上旬に開催されたヤルタ会談では、ポーランドの西部国境がオーダー川と西ナイセ川を結んだ線となることで合意がなされた。その合意を受けて、2月23日にポーランド挙国一致臨時政府は閣議において、新生ポーランドの領土内に位置することとなった「西部地域」の「民族ドイツ人 Volksdeutsche」の取り扱いに関する議論を行った⁶⁹。この「西部地域」とは、のちに「回復領」と呼ばれることとなるシレジア、ポンメルン（ポモジェ）、ブランデンブルク東部などを指すと考えられる。また「民族ドイツ人」とは本来、第二次世界大戦期のドイツ領内よりも東方に居住していたドイツ系住民を意味するナチの用語であるが、ここでは新生ポーランド領内に住むドイツ人全般を指していることは明らかである。こうした「民族ドイツ人」の用語法は、これ以降頻繁に見られるようになる。

この閣議の議事録における発言者は、全国国民評議会暫定議長ビェルト⁷⁰、国民解放委員会法務省次官レオン・ハイン⁷¹、全国国民評議会下部組織所属のミハウ・グルベツキ⁷²、ミハウ・カチョロフスキ⁷³らである。議事録の冒頭では、当時準備されていた、ドイツ人問題に関する法務省の法案が議論されている。

ハイン氏：昨日の閣議で選出された委員会は、基本的には西部地域における民族ドイツ人問題の解決に向けた法務省の構想を受け入れました。だが、ひ

とつの留保がつけられました。法務省の構想が民族ドイツ人問題の解決に一定の期間を見込んでおり、現状ではソ連の行政機関を通じて住民の放逐が行われるということに鑑みて、もし放逐のための期間の調整に成功すれば、ようやくこの法務省によって練られた構想は現実のものとなるでしょう、というものです。これは450万の住民に関わる問題です。基本線として、法務省の構想は民族ドイツ人全員を登録するという命令を計画しています。市民権回復措置に関して同時に発布された法令に照らして、民族ドイツ人の財産の登記は次なる段階となるでしょう。

ドイツ国民への帰属を表明した人々の登録に関する法令の草案の読み上げが、引き続いて行われた。

グルベツキ氏：法令の草案において、我々に関係する住民集団についての対応は不明確となっています。法令の中で次の二つの集団の登録が扱われるのであれば、それは有益でしょう。1) 民族ドイツ人ならびにそれ以外のドイツの政治組織のあらゆる構成員、2) 自身の意志に関係なくドイツ人とされた人々。

ビェルト氏：それらの住民の実態に目を向けるためには、登録を実行しなければならないのです。この意味で、この法令は必要なのです。けれども我々の議論の目的は、制裁に値しない人々を刑罰から保護することであるべきです。それゆえに我々は、本法令そのものによって、当該問題を解決に導く手段を示さなければなりません。この法令は、まもなく始動する市民権回復委員会を通じて補完されることになるでしょう。

ハインが口火を切って議論していることは、ポーランドとなることが既定路線となったシレジアを含む西部地域におけるドイツ人の処遇問題である。議論の内容から、ヤルタ会談の結果を受けてドイツ系住民の「放逐 *wywózka*」の実施が自明のものとされていること、そしてポーランド法務省はその放逐に向けた住民登録を実施することを法律の策定を通じて具体化しようとしていたことがうかがい知れる。その際に問題となったのは、先に見た国民解放委員会の政令と同様に、「ドイツ人」と「ポーランド人」をどのように選別するかというこ

とであった。グルベツキとビェルトが述べるように、とりわけ「自身の意志に関係なくドイツ人とされた人々」をどのように保護するかというのが、ここでの議論の主眼となっている。続く部分を見てみよう。

ベルマン氏⁷⁴：民族ドイツ人に関してはある種の自由主義的態度で考えなければならないでしょう。様々な兆候が、我が人民の中には、周囲からの圧力のもとで、市民権回復に対する影響力を行使するために尽力する人々もいるということを示唆しています。我々は約150万の人々を国民生活から排除しなければならないのだということを明確にする必要があるのです。それは不可避なことです。その連中との関係において、何かしらの慈悲の色を見せるべきではないのです。

シフونتコフスキ氏⁷⁵：一部のポーランド人がドイツ国民への合流を提案したものの、それは受け入れられなかったという事実もあります。それゆえ、この5年間に何度も収容所に収監され、それでもってポーランド人であると証明された民族ドイツ人との関係に関して、厳格ではあるにせよ、しかし公正に対処しなければならなりません。

ヴェエスワフ氏⁷⁶：放逐の実施のために、何かしらの住民集団を抉り出すような原則を設定するのは困難です。もし法令で採用されている諸原則を放棄するのであれば、我々は誰を移送して、誰を移送しないかということを定義する第二の概念を考える必要があります。突撃隊、ヒトラー・ユーゲント、本国ドイツ人は即時に移送されなければならなりません。

ビェルト氏：単純化を回避するために、我々はその事象に多くの人々がかわっていることを考慮に入れなければならないでしょう。個々の事例において、我々は、問題となる人物が全ての占領期間を通じて何に従事していたかについて、よく考えてみるべきです。もしその人物が政治生活に積極的に関わっていなかった農民や馬丁であったならば、彼らに対して機械的な対応を行うことはできません。それゆえにまた、我々は登録に関する法令を入念に作り上げる必要があります。それと同時に、公安省に登録活動への参与を義務づけるべきです。

ベルマンによれば、やはり「民族ドイツ人」の国外移送は「不可避」であるという。そうした基本方針は、閣議内で反発する者がいないことから参加者全員に共有された認識となっていることが分かる。そのうえで、やはり西部地域での「ドイツ人」と「ポーランド人」の選別が再び議論されている。「突撃隊、ヒトラー・ユーゲント、本国ドイツ人⁷⁷は即時に移送されなければならなりません」と述べられているように、ナチに積極的に加担した人々やドイツのナショナリティを有することが明白な人々は選別なしで国外移送とされている。問題は、旧ポーランド領や新たに獲得した領域に居住する、ナチズム、ドイツ性、ポーランド性の間で態度を曖昧にしている膨大な数の人々であった。それゆえに、ヴィエスワフという人物は人々を何かの原則に沿って事務的に選別することの困難さを説いたのであるし、またビェルトは、占領期に政治的な言動をとらなかった人々の「機械的」な腑分けに慎重な態度を示したのである。

これに続く部分では、西部地域での労働力に関して興味深い記述がみられる。第一に、ドイツ人への強制労働の導入提案である。ビェルトは以下のように述べている。「我々はドイツ系住民に対する抑圧政策の構想を練らなければなりません、しかしながら彼らの中の適切な部分を何か補助的な労働にも利用しなければならないでしょう。我が敵のせん滅のために、ドイツ系住民だけを動員する必要があるのです」。彼は、彼らの労働動員の必要性について説明しているが、これが「敵のせん滅」を目指した「ドイツ人に対する抑圧政策」の一環であるという記述から、ドイツ人への報復的措置であることは明らかであろう。ここで提案された労働動員は、ソ連による占領以後、労働収容所として実現されていくこととなる。

第二に、経済的に重要な地域における労働力の確保である。上記のビェルトの発言に続いて、カチョロフスキはシレジアの炭鉱夫の取り扱いに以下のように言及している。

カチョロフスキ氏：私の提案の中で、我々は、特にすべての人間が西部地域において最も重要な財産であるという前提から出発していました。ポモジェの農民とシレジアの炭鉱夫は富の源なのです。ドイツ人は民族ドイツ人〔正

確には「ドイツ民族リスト」の制度を導入しました。我々は民族ドイツ人とされた人々をドイツ人と認識しています。それは正当なものではありません。一方で、基本的には1939年の時点でドイツ人であったドイツ人をポーランドから追い出すべきという、ヴィエスワフ氏の見解は正当です。彼らは100万人以上いるのです。

現在、問題の全体は、誰がポーランド人で誰がそうでないかを誰が判断するのかに尽きます。ソヴィエトの行政機関は我々ポーランド人を守ることに関して当事者ではありません。したがって我々の行政機関が、ポーランド人を承認する権限を誰かに与えなければならないのです。そしてここで、我々はポーランド人らしさについての暫定的な認定基準を示すべきであり、その人々の認定を通じてポーランドの行政機関の権限のもとに委ねようではないでしょうか。

このカチョロフスキの発言には、「我々がドイツ民族リストに基づいてドイツ人と認識しているシレジア住民は、本当にドイツ人なのだろうか」、「実はそこには守るべきポーランド人が含まれていないだろうか」という提起が含まれている。一連の発言の中で、「ポモジェの農民とシレジアの炭鉱夫は富の源である」という文章が鍵となる。まず農業地帯であったポモジェ（ポンメルン）の農民について述べられ、続いて「シレジアの炭鉱夫」に言及があり、それらの人々が「富の源」としての重要性を帯びているということが述べられている。上シレジアは19世紀より中東欧有数の炭鉱地帯となっており、そこで採掘に従事する炭鉱夫は、高度な技能を有する労働者としてドイツにおいてもポーランドにおいても経済的に有益な存在とみなされていた。本稿冒頭で説明したように、とりわけ上シレジアの住民の帰属意識は非常に曖昧かつ多様であり、ポーランド政府が彼らの中から懲罰を与えるべき「ドイツ人」のみを、その裏返しとして保護すべき「ポーランド人」をそれぞれ選り分けることは容易ではなかった。それはナチ期においても同様で、とりわけ「ドイツ的」ではない上シレジア住民もドイツ民族リストに基づいた腑分けのもとで「ドイツ人」とみなされる可能性があった。こうした背景から、カチョロフスキは、政府の構想における「ド

イツ人」と「ポーランド人」を構成するとされた要件がそもそも間違っているため、そうしたドイツ民族リストに依拠した選別をすべきではなく、何か別の選別方法や認定基準を設定すべきであると主張しているのである。

こうした選別に関する議論は大きな成果を生んだとはいえないが、この年の初夏頃からは実際に選別に基づく強制労働や強制移住が開始されることを考えると、この時点でこうした議論が閣議においてなされていたことは注目に値する。

以上のように、挙国一致臨時政府は、これらの法令および閣議を経てもなお十分に議論が尽くされず、準備不足と言ってよい状態のまま、「西部地域」に居住する数百万の人々を「ドイツ人」と「ポーランド人」に切り分けるといいう一大事業に着手することとなった。1945年春にはソ連軍によるシレジア地域の占領が完了し、それに引き続いて強制労働や強制移住が実行されるようになるのである。

おわりに

本稿では、シレジアにおけるドイツ系住民の「追放」の歴史的な諸前提であるナチ・ドイツのポーランド占領政策、連合国の戦後処理構想、ドイツ系住民の移動に関する国際的合意、ポーランド政府の政策について考察を加えてきた。

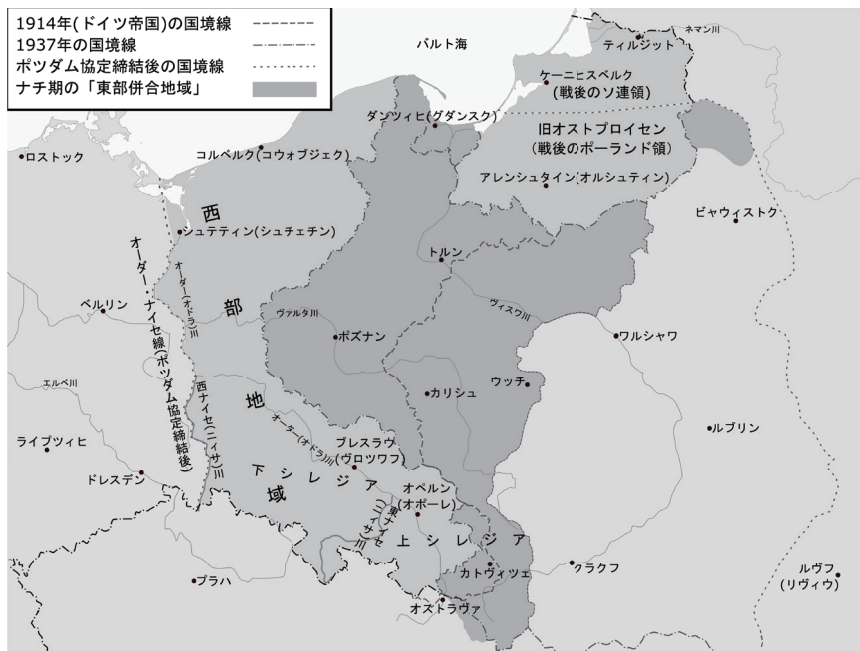
第一に、ナチ・ドイツが占領地域で実施した「民族的耕地整理」政策は、住民の選別と再配置を基盤にした大規模な人口移動を伴い、それが1945年のドイツ東部領土における「追放」政策にも多大なる影響を及ぼした。シレジアには民族帰属の面での曖昧性を有する住民が多数居住していたが、彼らがナチ支配下でどのように選別されたのか、また戦後にどのように処遇されたのかということは、この地域の特殊性を示す重要な要素である。「ドイツ民族リスト」に登録された住民が戦後のポーランド支配下においても再び選別の対象となり、ポーランド人とドイツ人の狭間で帰属意識が揺れ動いたことは、この事象が単なる「ドイツ人の追放」という側面だけを持ち合わせているのではなく、戦後ポーランド社会への移行の中でより複雑な過程を辿ったことを示唆している。

第二に、テヘラン、ヤルタ、ポツダムで開催された連合国首脳の会談において、

ポーランドの領土問題が幾度となく議論され、最終的にはスターリンの意向によりオーダー・ナイセ線が暫定国境として承認された。議論の過程では、シレジア周辺の東ナイセ川と西ナイセ川のどちらを新国境とするかで、三大国首脳の間で認識の隔たりがあった。スターリンが西ナイセ川を新国境とすることを強く主張したのであり、長らくの懸案となったが、ようやくポツダム会談において西ナイセ川を西部国境とすることで合意がなされた。これにより、ポーランドとなるべきドイツ東部の領域が確定した。

第三に、国境線の画定と並んで議論されたドイツ系住民の移動に関しても、ポツダム会談において「人道的」な移送に限り、その実行が容認された。この背景には、1923年のローザンヌ協定以来の住民移動に関する肯定的な見方が影響しており、そうした「ローザンヌ精神」のもとに、チャーチルをはじめとする主要連合国の首脳たちは住民移動に合意したと考えられる。

第四に、ポーランド国民解放委員会での議論とその政策もまた、「追放」を推



地図 1940年代の中東欧とシレジア（下シレジアおよび上シレジア）

進する重要な要素となった。国民解放委員会は、1944年8月の政令で「ドイツ人」の国籍喪失と「ポーランドの領土から出ていく義務」を明文化しており、早くも強制的な移動を法的に裏付けた。その政令においては「ドイツのナショナリティ」を有することが「ドイツ人」である要件とされたが、その「ナショナリティ」に関する十分に実践的な定義は示されることはなかった。そのことが、「ドイツ人」と「ポーランド人」への選別をめぐる後の混乱を生む端緒となった。

1945年2月の挙国一致臨時政府の閣議では、報復感情に基づいて、シレジアを含む「西部地域」におけるドイツ系住民の「放逐」が当然のこととされ、その実現に向けての議論がなされた。とはいえ、カチョロフスキの発言に代表されるように、そこでも「誰がポーランド人で誰がそうでないか」を判断するうえでのシレジア住民の国家帰属の曖昧性が問題とされるなど、ナショナリティに基づいた選別に関する根本的な疑念は解消されなかったのである。

本稿では、こうした諸前提に続いて発生した実際の住民の選別と強制移住、そして戦後のシレジア社会再編の過程についての検討が行えなかったため、そのことを今後の課題としたい。

注

- 1 主要な研究として以下のものが挙げられる。Tomasz Kamusella, *Silesia and Central European Nationalisms: The Emergence of National and Ethnic Groups in Prussian Silesia and Austrian Silesia, 1848-1918*, West Lafayette, Indiana: Purdue University Press, 2007; James Bjork, *Neither German nor Pole: Catholicism and National Indifference in a Central European Borderland*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2008; Brendan Karch, *Nation and Loyalty in a German-Polish Borderland: Upper Silesia, 1848-1960*, New York: Cambridge University Press, 2018; 衣笠太朗『ドイツ帝国の解体と「未完」の中東欧——第一次世界大戦後のオーバーシュレージエン / グルメシロンスク』人文書院、2023年。
- 2 以下の文献を参照。Manfred Alexander, *Oberschlesien Im 20. Jahrhundert: Eine Mißverständene Region, Geschichte Und Gesellschaft*, 30, no. 3, 2004, S. 465-489; 衣笠『ドイツ帝国の解体と「未完」の中東欧』、82-97頁。

- 3 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』白水社、2019年。
- 4 Mathias Beer, *Flucht und Vertreibung der Deutschen, Voraussetzungen, Verlauf, Folgen*, München: C.H.Beck, 2011.
- 5 ベーアと同様の問題はフィリップ・テアやベルナデッタ・ニチュケの研究にも見られ、またスタニスワフ・ヤンコヴィアクの研究は前史に言及がない。Philipp Ther, *Deutsche und polnische Vertriebene: Gesellschaft und Vertriebenenpolitik in SBZ/DDR und in Polen 1945-1956*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1998; Bernadetta Nitschke, *Wysiedlenie ludności niemieckiej z Polski w latach 1945-1949*, Zielona Góra: Wydawnictwo Wyższej Szkoły Pedagogicznej, 1999; Stanisław Jankowiak, *Wysiedlenie i emigracja ludności niemieckiej w polityce władz polskich w latach 1945-1970*, Warszawa: Instytut Pamięci Narodowej, 2005.
- 6 Wolfgang Schwarz, *Die Flucht und Vertreibung, Oberschlesien 1945/1946: Nach Dokumenten d. Bundesministeriums f. Vertriebene, Flüchtlinge u. Kriegsgeschädigte*, Bonn [u.a.], Bad Nauheim: Podzun, 1965; Doren Heisig, *Flucht und Vertreibung 1945-1947. Am Beispiel Obernigk / Kr. Trebnitz (Schlesien)*, Falkenberg (Elster): D. Heisig, 2004.
- 7 Werner Röhr (Hg.), *Europa unterm Hakenkreuz: Analysen-Quellen-Register*, Berlin: Hütig, 1996.
- 8 Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers (以下、FRUS). 米国政府のウェブサイト”Office of the Historian”(URL: <https://history.state.gov/>)にて公開されている。以下、必要に応じて当該アーカイブの出典情報も補足的に付すが、同一会議の議事録が多数に上る場合には、代表的なもののみを示した。
- 9 茂田宏／小西正樹ほか編『戦後の誕生——テヘラン・ヤルタ・ポツダム会談全議事録』中央公論新社、2022年。
- 10 茂田ほか編『戦後の誕生』、xi 頁。
- 11 Włodzimierz Borodziej / Hans Lemberg (eds.), *Niemcy w Polsce. 1945-1950. Wybór dokumentów*, vol. I-IV, Warszawa: Wydaw. Neriton, 2000. (ドイツ語版: *Die Deutschen östlich von Oder und Neisse 1945-1950. Dokumente aus polnischen*

Archiven. Bd. 1-4, Marburg: Verlag Herder-Institut, 2000.)

- 12 Juliane Haubold-Stolle, Imaginative Nationalisierung der Grenzregion Oberschlesien 1918-1933 and 39, in: Mathias Beer / Dietrich Beyrau / Cornelia Rauh (Hg.), *Deutschsein als Grenzerfahrung. Minderheitenpolitik in Europa zwischen 1914 und 1950*, Essen: Klartext, 2009, S. 222.
- 13 Ryszard Kaczmarek, Die NS-Eliten in Oberschlesien 1939-1945, in: Beer et. al. (Hg.), *Deutschesein als Grenzerfahrung*, S. 225.
- 14 永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』同文館、1994年、57頁。
- 15 永岑三千輝『独ソ戦とホロコースト』日本経済評論社、2001年、306-307頁。
- 16 Schumann (Hg.), *Europa unterm Hakenkreuz*, S. 271.
- 17 永岑『独ソ戦とホロコースト』、307頁。
- 18 永岑『ソ連占領政策と民衆』、57-58頁。
- 19 Krzysztof Strykowski, Nachkriegsfolgen der “Deutschen Volksliste” in Großpolen und das Schicksal der verbliebenen Deutschen, in: *Deutschesein als Grenzerfahrung*, S. 261.
- 20 永岑『ソ連占領政策と民衆』、50頁。
- 21 Wolfgang Benz, Der Generalplan Ost. Zur Germanisierungspolitik des NS-Regimes in den besetzten Ostgebieten 1939-1945, in: ders. (Hg.), *Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten. Ursachen, Ereignisse, Folgen*, Frankfurt (Main): Fischer, 1995, S. 45.
- 22 東方地域における民族ドイツ人の選別・移住過程に関しては、ゲッツ・アリー著、山本尤、三島憲一訳『最終解決 民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害』（法政大学出版局、1998年）や足立芳宏「「民族ドイツ人」移住農民の戦時経験——ナチス併合地ポーランド入植政策から東ドイツ土地改革へ——」（『生物資源経済研究』第17号、2012年、39-76頁）に詳しい。
- 23 Beer, *Flucht und Vertreibung der Deutschen*, S. 41-43.
- 24 ウォルター・ラカー編（井上茂子／木畑和子／芝健介ほか訳）『ホロコースト大辞典』柏書房、2003年、14ページ。

- 25 ヤン・T・グロス著（染谷徹訳）『アウシュヴィッツ後の反ユダヤ主義——ポーランドにおける虐殺事件を糾明する』白水社、2008年、17頁。
- 26 米国のポーランド系歴史家グロスは、1941年7月にポーランドの寒村イエドヴァブネにおいてポーランド人の手によるユダヤ人虐殺事件が発生していたことを明らかにした。また彼は1946年7月にポーランド南部の都市キェルツェでボグロム（反ユダヤ暴動）についても詳細な研究を発表している。Jan T. Gross, *Neighbors. The Destruction of the Jewish Community in Jedwabne, Poland*, Princeton: Princeton University Press, 2001.
- 27 山本健『ヨーロッパ冷戦史』筑摩書房、2021年、25頁（Kindle版）。
- 28 茂田ほか編『戦後の誕生』、89-90頁。
- 29 山本『ヨーロッパ冷戦史』、21頁（Kindle版）。
- 30 広瀬佳一「＜研究ノート＞第二次大戦中のポーランド国境問題：オーデル＝ナイセ線再考」『筑波法政』、第9号、293-306頁、ここでは293-294頁；山本『ヨーロッパ冷戦史』、25頁（Kindle版）。
- 31 茂田ほか編『戦後の誕生』、175頁；FRUS (Matthews Minutes, URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d354>, 2025年1月10日閲覧。閲覧日は以下同様)。西部国境の一部を西ナイセ川とする国境線案を最初に提唱したのは長らく1944年夏のポーランド共産主義者によるとされていたが、1983年にサラ・テリーが1942年にはロンドンのポーランド亡命政府首脳ヴワディスワフ・シコルスキによるものであるとの説を提示した。広瀬「第二次大戦中のポーランド国境問題」、294頁。
- 32 茂田ほか編『戦後の誕生』、189頁；FRUS (Matthews Minutes, URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d374>)。
- 33 茂田ほか編『戦後の誕生』、202頁。FRUS (Matthews Minutes, URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d396>; Bohlen Minutes, URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d394>) ではこの文言は確認できなかった。
- 34 茂田ほか編『戦後の誕生』、237頁。
- 35 衣笠太郎『旧ドイツ領全史——「国民史」において分断されてきた「境界地域」を読み解く』パブリブ、2020年、203頁。

- 36 茂田ほか編『戦後の誕生』、237 頁。
- 37 茂田ほか編『戦後の誕生』、415 頁。
- 38 茂田ほか編『戦後の誕生』、566 頁；FRUS(URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Berlinv02/d1380>)。
- 39 茂田ほか編『戦後の誕生』、449-450 頁。
- 40 茂田ほか編『戦後の誕生』、566 頁。これはのちのオーダー・ナイセ線問題の始まりでもあった。つまり、1949 年よりドイツは東西に分断されて平和条約の締結が不可能となり、さらに西ドイツは再統一までポーランドとの国境線を承認しないとの立場を鮮明にすることとなるのである。
- 41 Philipp Ther, Ein Jahrhundert der Vertreibung. Die Ursachen von ethnischen Säuberungen im 20. Jahrhundert, in: Rauph Melville / Jiří Pešek / Craus Scharf (Hg.), *Zwangsmigrationen im mittleren und östlichen Europa. Völkerrecht-Konzeptionen- Praxis*, Mainz: Von Zabern, 2007, S. 19.
- 42 この協定そのものは、1913 年のブルガリア=オスマン帝国間の住民交換条項を参照していた。石田勇治、武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勤勉出版、2011 年、122 頁。
- 43 川喜田敦子「二〇世紀ヨーロッパ史の中の中東欧の住民移動」『歴史評論』665 号、2005 年、55 頁。
- 44 石田勇治、武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勤勉出版、2011 年、122 頁。
- 45 Ther, Ein Jahrhundert der Vertreibung, S. 31.
- 46 蘭信三／川喜田敦子／松浦雄介編『引揚・追放・残留——戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、2019 年、70 頁。
- 47 Ther, Ein Jahrhundert der Vertreibung, S. 31.
- 48 茂田ほか編『戦後の誕生』、189 頁；FRUS (Matthews Minutes, URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Malta/d374>)。
- 49 茂田ほか編『戦後の誕生』、397 頁。
- 50 茂田ほか編『戦後の誕生』、460 頁。
- 51 蘭信三／川喜田敦子／松浦雄介編『引揚・追放・残留——戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、2019 年、64 頁。
- 52 茂田ほか編『戦後の誕生』、569 頁；FRUS(URL: <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945Berlinv02/d1380>)。

ocuments/frus1945Berlinv02/d1380).

- 53 吉岡潤「ポーランド「人民政権」の支配確立と民族的再編」『史林』第80巻、1997年、1-2頁。
- 54 吉岡潤『戦うポーランド——第二次世界大戦とポーランド』東洋書店、2015年、55頁。
- 55 通称「ルブリン委員会」。共産主義時代の公式史学では同日にヘウムにおいて設立されたとされていた。伊東孝之／井内敏夫／中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史（世界各国史20）』山川出版社、1998年、360-361頁。
- 56 吉岡『戦うポーランド』、56頁。
- 57 マイケル・L・ドックリル／マイケル・L・ホプキンス著（伊藤裕子訳）『冷戦 1945-1991』岩波書店、2009年、26-27頁。
- 58 吉岡『戦うポーランド』、68-69頁。
- 59 吉岡『戦うポーランド』、70-71頁。
- 60 Wojciech Roszkowski, *Historia Polski 1914-2015*, Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN, 2017, pp. 189-190; 吉岡潤「戦後初期ポーランドにおける複数政党制と労働者党のヘゲモニー（1944-47年）」『スラヴ研究』第52号、2005年、1-37頁、ここでは31頁。
- 61 *Niemcy w Polsce*, vol. I, 2, pp. 109-111.
- 62 "Przynależność państwa łącząca się z pewnymi uprawnieniami i obowiązkami zastrzeżonymi przez prawo i konstytucję." Józef Czesław Bieniek et. al. (eds.), *Słownik Języka Polskiego*, vol. 5 (Nie-Ó), Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Wiedza Powszechna, 1963, p. 595.
- 63 例えば、"Przynależność do jakiegoś narodu"（何かしらの国民への帰属）という定義が辞書においても確認できる。Witold Doroszewski et. al. (eds.), *Słownik Języka Polskiego*, vol. 4 (L-Niś), Warszawa: Państwowe Wydawnictwo Wiedza Powszechna, 1962, p. 1170.
- 64 "Członek społeczeństwa danego państwa, mający określone uprawnienia i obowiązki zastrzeżone przez prawo i konstytucję." Bieniek et. al. (eds.), *Słownik Języka Polskiego*, vol. 5, p. 593.
- 65 "Stały mieszkaniec jakiegoś terenu, okolicy miasta itp., zarejestrowany w spisach

miejscowych." Bieniek et. al. (eds.), *Słownik Języka Polskiego*, vol. 5, p. 594.

66 第5条以下では、ドイツ人とされた人物がどのように異議申し立てを行うことができるか、国籍喪失の配偶者への非適用などが規定されている。

67 *Niemcy w Polsce*, vol. I, 2, pp. 111-114.

68 第3条、第4条および第9条以下では、宣誓書の提出場所や提出期限、決定に対する異議申し立ての手段などが記載されている。

69 *Niemcy w Polsce*, vol. I, 9, pp. 117-119.

70 以下、注において閣議参加者のプロフィールを提示する。Bolesław Bierut. 1892年、ルブリン生まれ。スターリニストでソ連公安委員会メンバーでもあった。のちにポーランド人民共和国の大統領となる。

71 Leon Chajń. 1910年、ワルシャワ生まれ。1944年よりポーランド軍政治将校。1944年7月から1949年まで、国民解放委員会法務省次官。

72 Jan Michał Grubecki. 1904年、ヴィエリチカ生まれのエンジニア。1944年から1947年まで全国国民評議会 (KRN) 幹部会直属の管理局指導者であった。

73 Michał Kaczorowski. 1897年、チェンストホヴァ生まれの経済学者、建築家、政治家。1944年より国民解放委員会付属の計画・復興局長であった。

74 Jakub Berman. 1901年、ワルシャワ生まれの法律家、政治家。1944年8月より、ポーランド労働党中央委員会政治部枢密幹部会構成員。

75 Henryk Świątkowski. 1896年、ジェジョンジニ生まれの弁護士、官僚。1944年5月より全国国民評議会議員。

76 この人物は、ドイツ語版ではゴムウカ (Władysław Gomułka) ではないかとされている (*Die Deutschen östlich von Oder und Neisse 1945-1950*, Bd. 1, 9, S. 131 f. 5)。ゴムウカは1905年、クロスノ生まれの政治家で、この時期にはポーランド労働者党の書記長であり、その後副首相などを歴任するも失脚した。スターリン批判後に第一書記として復権。

77 「本国ドイツ人 reichsdetsche (sic.)」とは、新たなポーランド領を除いた領域のドイツを出身地もしくは主たる居住地とする人々のこと。ここでは新たなポーランド領の内側を出身地もしくは主たる居住地とする「民族ドイツ人」と明確に区別されている。

Historical preconditions of the "Expulsion of Germans" in Silesia

Taro KINUGASA

This paper aims to examine the historical preconditions closely related to the "expulsion of Germans" in Central and Eastern Europe, particularly in Silesia, after World War II. As a foundational study, it explores the following factors: (1) Nazi Germany's occupation policies in Poland, (2) the postwar territorial settlement and Polish border issues, (3) international agreements on the migration of German populations, and (4) the Polish government's policies.

- (1) Nazi Germany's ethnic and racial policies in occupied territories significantly influenced the post-1945 "expulsion" of German populations from eastern territories. Individuals registered on the "Deutsche Volksliste" (German People's List) during the Nazi era were subjected to reassessment under the Polish administration after the war, resulting in fluctuating national identities between Polish and German. This suggests that the "expulsion" was not merely a straightforward removal of "Germans," but a complex process intertwined with the reconfiguration of postwar Polish society.
- (2) The Polish question was a recurring topic during Allied conferences at Tehran, Yalta, and Potsdam. Ultimately, the Oder-Neisse line was approved as a provisional border at Stalin's insistence. While disagreements persisted among the Allied leaders regarding the choice between the "Eastern" and "Western" Neisse rivers as the border near Silesia, the Western Neisse was confirmed as the boundary during the Potsdam Conference.
- (3) The Potsdam Conference also addressed the transfer of German populations, stipulating that it should occur "in an orderly and humane manner." This approach reflected the positive view of ethnic migration rooted in the 1923 Treaty of Lausanne. Winston Churchill and others endorsed the migration of Germans, viewing the Treaty of Lausanne as a model example.
- (4) The Polish Committee of National Liberation (*Polski Komitet Wyzwolenia Narodowego*) issued a decree in August 1944 declaring that "Germans" had forfeited their nationality and were "obliged to leave Polish territory," providing a legal basis for forced migration. However, the decree's definition of "German nationality" was vague, leading to subsequent disputes over the classification of "Germans" and "Poles." At a Polish government meeting in February 1945, the "export" of German inhabitants from the "Western Territories," including Silesia, was discussed as a given, driven by a desire for retribution. Nevertheless, fundamental uncertainties regarding nationality screening remained unresolved, as highlighted by Michał Kaczorowski's comments. The ambiguity of national identity among Silesian inhabitants posed ongoing challenges in determining "who is Polish and who is not."

Keywords : "Expulsion of Germans", Deutsche Volksliste, Forced migration, Silesian history, Oder-Neisse line